

## 令和3年第1回定例会 市民厚生常任委員会審査記録（第1日目）

- 1 日 時 令和3年3月9日（火） 午前9時59分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第20号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 4 出席委員（7名）

1番 鈴木好彦君	2番 上村正朗君
3番 富樫雅男君	4番 稲葉久美子君
5番 鈴木いせ子君	6番 鈴木一之君
7番 長谷川孝君	
- 5 欠席委員  
なし
- 6 傍聴議員（7名）

菅井晋一君	高田晃君	小杉武仁君
本間善和君	渡辺昌君	木村貞雄君
大滝国吉君		
- 7 地方自治法第105条による出席者  
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者  
なし
- 9 説明のため出席した者

副市長	忠 聡君
税務課長	長谷部俊一君
同課収納対策室長	鈴木涉君
同課保険税係長	石井美勝君
同課資産税係長	大矢純君
市民課長	八藤後茂樹君
環境課長	田中章穂君
- 10 議会事務局職員

局長	小林政一
書記	菅井洋子

（午前 9時59分）  
委員長（長谷川 孝君）開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

**日程第1** 議第20号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（税務課長 長谷部俊一君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）  
税務課長 おはようございます。それでは、議第20号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。本案は、税制改正における個人所得課税の見直しが令和3年度以降の地方税課税分から実施されることに伴い、地方税法

施行令の一部を改正する政令が公布され、国民健康保険税の軽減判定所得が見直されたことにより改正を行うものである。税制改正では、給与所得控除、公的年金等控除がそれぞれ10万円引き下げられ、基礎控除については10万円の引上げが行われた。国民健康保険税の軽減については、世帯所得により判定する仕組みだが、税制改正における個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の軽減判定について意図しない影響や不利益が生じないように所要の改正を行うものになる。以上である。

(質 疑)

上村 正朗

ちょっと教えてください。説明聞いただけでは全く分からないのだけれども、この改正に伴う対象者数というか、何人ぐらいこの改正に伴って影響がある方がいて、保険税がほかの要因もあると思うけれども、ほかの要因が普遍だという前提で、この改正によって税額が上がるのか下がるのか、その辺ちょっと教えていただければと思う。

税務 課長

ただいまご質問頂いた件になるが、まず軽減の対象になるという意味でお答えしたいと思う。現在手元にある資料としては、令和元年度の実績の数字になるが、軽減対象者数、これ世帯数ということでお答えするが、令和元年度で4,809世帯が軽減対象であった。令和元年度の国保の年度末の世帯数が8,142世帯ということなので、大体6割弱が軽減の対象になっているということになっている。

(何事か呼ぶ者あり)

税務 課長

8,142世帯。それともう一点、この改正によって影響を受けるという意味でのお答えになるが、今回の改正については説明の最後のほうにもちょっと触れたのだが、判定所得に影響が出ないような形にするために改正をするということになるので、今回の改正によって判定に影響があるというものではない。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第20号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（長谷川 孝君）散会を宣する。

(午前10時05分)